

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第3回会合 議事要旨

1 日 時

平成19年7月20日（金） 10:30～12:00

2 場 所

総務省第4特別会議室（中央合同庁舎2号館5階）

3 出席者

(1) 研究会構成員（敬称略、五十音順）

菅谷実、鳥居昭夫、中村清、新美育文、長谷部恭男、飛田恵理子、舟田正之、山内弘隆、山下東子（9名）

(2) 総務省側

小笠原情報通信政策局長、河内審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

4 議 事

(1) 開会

(2) 議題

① 衛星受信料体系の課題

② その他

(3) 閉会

5 議事の概要

事務局より、衛星受信料体系の課題について資料に沿って説明。

(1) 質疑、意見交換における構成員からの主な発言は以下のとおり。

○ （放送の受信を目的としない受信設備のみを設置した者等は受信契約の締結を要しないとのことだが、）ケーブルをつないでいなければ、衛星放送を視聴する目的は持っていないと考えられる。ここでいう目的とは、どのように理解されているのか。

- 分譲マンションの場合は、賃貸マンションの場合と異なり、管理組合等の意思で衛星受信用のアンテナを設置しており、そこに入居している者は、衛星受信料についてある程度の支払う覚悟があるのではないか。
- 自動的に衛星受信用のアンテナが設置されている賃貸マンションに入居した者が、BSチューナーを取り外す選択肢を与えられないなかで、BSチューナー内蔵のテレビを購入した場合、どちらの制約からも逃れられないという不公平が生じているのではないか。
- どのような情報を収集するかについては、個人の裁量の余地がある行為であると思う。ハード面や設備面において衛星放送を視聴できる状態だからといって、受信契約の該当者であるという枠組みの中に組み込まれていくのは問題があるのではないか。
- 受信料は公的負担金説がとられ、受信設備を設置した者は大体がNHKの放送を視聴するであろうということを前提に、一種のフィクションで徴収しようという考えは、地上放送の場合はやむを得なかったのではないか。地上放送の場合、公的負担金説であっても利用の実態と大きくかけ離れていなかったと思うが、衛星放送の場合、実態と公的負担金説の根拠が離れることが明白にでてきたということではないか。
- 衛星放送に関する受信規約が作られた当初は現在の判断基準がなんとなく受け入れられてしまったが、このような問題が生じてしまったのは状況の変化なのではないかと思う。
- 民放BSを視聴するためには、NHKと衛星契約を結び受信料を支払わなければならないとなり、明らかに民放BS各社にとっては足枷になっていると思うが、なぜ民放BS各社からは不満が出ないのか。
- 意思とは関わりなく衛星放送が視聴できる環境に置かれた場合について、ケーブルを接続していないので衛星受信料は支払わなくてもいいとした場合、接続しているか否かを確認する手段をどのように確保できるのか。
- BS放送の受信可能件数2,551万のうちどの程度がこうした状況に置かれているのか。

- 視聴者が衛星放送によって得られるメリットが十分理解されていない中で契約が進められているため、衛星放送に対する評価が必要。
- 受信料を協会の放送を受信可能な設備の設置者から必ず徴収するという制度を正当化するには、NHKの放送を見ている人がどのようなメリットを享受するかということだけでなく、広告料を財源としているチャンネルはNHKがあることによって何らかのプラスの影響を受けているなどといった議論が必要。
- 経済学の理論に当てはめると、NHKの放送は公共財であり、誰がどれだけ使ったかがわからない。支払意思に応じて料金を徴収することもできないので、使うか使ったと思われるグループを特定化し、徴収している。地上放送の場合、これが実態と一致しているので不平が出ないが、衛星放送の場合は実態と異なる場合があり不公平だという話だと思う。しかし、料金体系を見ると受益に対して支払をするようになっているようなので価値を支払うという結びつきはありそうだ。
- 衛星放送を視聴できる環境にあり視聴していると見なされているが実態としてはそうした集団に入っていないことが証明されたり、偶然の要素により衛星放送を視聴できる環境に置かれたことが証明されれば、別の料金を適用するという考え方はあると思うが、どのように担保・証明するのか、どちらに举证責任があるのかといった実行可能性の問題が絡んでくるのではないか。
- 地上放送と衛星放送の両方を視聴できる受信機を購入した者が、衛星放送を視聴する気があるか否かについては、基本的には衛星放送の受信アンテナに接続している否かで割り切るしかないのではないか。あとは申告の問題であり、フリーライダーを許容するか否かの議論ではないか。
- 議論としては地上デジタル放送にも付加受信料を設定するというのもありえる中で、衛星受信料額が別立てという現在の制度の一部のみを前提にして受益と見合っているかということだけではなく、いろいろな観点から考えなければならない。
- アンテナ端子と受信機側の接続端子を接続端子を接続していない場合

は支払わなくてよいという制度は、一番素直な制度だがデメリットが多く議論が必要。

- 受信規約第1条第2項には、難視聴地域において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信については特別契約と規定されている。つまり、難視聴地域ではない普通の地域において、地上波を視聴することができず、BSのみを視聴できる受信機を設置した場合も衛星契約を結ばなくていけなくなるのではないか。仮にそうであるとすると、BSと地上波は一体的なものであるというふうに最初からとらえられており、単にアンテナと接続しているか否かで衛星契約の有無を判断することは、整合性を欠くのではないか。
- 公共財におけるクラブ料金のように、会員権と使用料で徴収することとし、広く薄く衛星付加料を取るということもあり得ないことはないのではないか。
- アンテナ端子と受信機側の接続端子と接続していない場合について、NHKはその状況を判断することができないので、コストはかかるがベネフィットはあまり多くないということも想定される。衛星契約導入時には、難視聴解消と衛星放送についてNHKを先導にして普及させようという二つの考え方があったと思うが、そのような時代は既に終わったため、特殊な公的負担金という形で説明するにも説明しやすいし、より現実的な解決になるのではないか。
- 衛星受信料については、接続端子を接続し、B-CASによって支払い意思を明確にした時点で有料放送の契約をしたということにすれば、一番はっきりするのではないか。
- 普通契約のカラー契約への統合に関する経過措置については白黒テレビしか持っていないことが普通契約を締結することの証拠方法となると思うが、三波共用受信機を持っているというのが見ないことの立証にはならない。
- 以上の論点の他に二点ある。一点は、現在の衛星付加料の金額は、付加というには全体の中で金額が高いのではないかということ。もう一点は、衛星を視聴できる状況が現時点ではクリティカルマスに達していない

いが、クリティカルマスに達すると衛星は皆が見て当然だなどとの議論になりやすいのではないかということ。

(2) その他

次回会合（第4回会合）は、平成19年7月27日（金）9：30からとし、関係者からのヒアリングを行うこととした。